

て開闢以来借りておったような土地もありましたが、それらについては去年ですか、ようやく長井市のものとして買収することができております。

それからことしでは致芳の児童センターの敷地、これらについても買収が始まっております。古代の丘等もですね。

ただ、委員からも先ほどありましたように、生涯学習プラザの下なんかは地権者が複数おって、相続もちゃんとなっていないような土地については、こちらでもできれば買収したいんですが、ままならないような状況でもございます。その辺についても財政課もそうですし、担当課のほうでもちゃんと把握して、買えるものは買いたいというふうな意思をあらわしておりますことをご了解いただきたいと思います。

○町田義昭委員長 5番、小関秀一委員。

○5番 小関秀一委員 ぜひこれから購入されるまなび館周辺の土地も含めて、そういうなかなか財政が決して余裕のある時代に向かってないというふうに市民の方もみんな思ってるわけなんで、その辺は理解をいただく意味でも、整理をしていきさえすればやっぱり理由さまざま経過とかあるわけなんで、それを後延ばしすることなく市の財産の管理についてきちんとお願いをしたいなというふうに思いますが、最後、その辺、市長のお考えをお聞きします。

○町田義昭委員長 内容重治市長。

○内容重治市長 小関委員おっしゃるとおりでございます。やはり長年にわたって長井市の土地の政策についてはかなりずさんなところがありまして、自画自賛ではないんですが、ここ5年間で相当整理していただいたと。また、私の代からだけではないんですが、土地開発公社の20数億円の不良債権もすべて借りかえとしましたし、あと財政課長が言いましたように、地道にやっております。ただ、今後たくさんありますので、そこは鋭意努力しながら進めてまい

りたいと思います。ありがとうございました。

○町田義昭委員長 5番、小関秀一委員。

○5番 小関秀一委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

今泉春江委員の総括質疑

○町田義昭委員長 次に、順位3番、議席番号4番、今泉春江委員。

4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。さきに国保問題について一般質問を行いました。決算にかかわって何点か質問いたします。

まず、申し上げたいのは、2010年度の一般会計に関し、国保税の引き下げ、国保税の減免、窓口負担の減免を行うために一般会計から国保会計への繰り入れを行い、市民の負担を軽減すべきだったし、繰越金をこの分野に充当すべきだという点です。

本来、市民の命や健康のためには金のあるなしにかかわらず、これを保障するというのが憲法の生存権の保障であり、憲法は財政の範囲内でこれを保障するなどとは定めておりません。これは地方自治法についても言えることだと思います。

長井市はこれまで財政が厳しいというので、市民はかなり我慢に我慢を重ねてきました。しかし、市民の我慢や努力、市の努力も相まって2009年度は繰り越しが出、2010年度も4億4,000万円の繰越金が計上されています。

財政課長も黒字になったことを認めております。もちろん市のお金はこれを無駄に使ったり、緊急度のないところに使用することはあってはならず、市民の最も強く願っているところに使うべきです。

この点で黒字の一部は国保にこそ充当すべきだったと考えます。まず、お伺いいたします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今泉委員ご指摘のとおり、確かに22年度は大幅な黒字となりました。また、これも市民の皆様から、あるいは議会からもご協力いただいたおかげだというふうに思っています。ただ、22年度は結果として黒字になったというよりも黒字にしたわけです。それは地方交付税等々を低く抑えて、すなわちそういった財源をできるだけ無駄に使わないで、この22年度決算だけを見ますといかにもバラ色なんですけど、その前後、これからどうなるかわかりませんし、35市町村の中で長井市は最低レベルの財政状況なんです。これでも。ですから、そういった意味ではもう少し今年度だけじゃなくて、少し3年、5年ぐらいのスパン、またもう少しで普通の自治体の財政状況になりつつありますので、そういったときにまず基本的には福祉政策をできなかったことを充実させたいと思っています。

あともう1点、国保についての一般財源、一般会計からの繰り入れなんですけど、前回の一般質問でもお答え申し上げましたが、国民健康保険のほうの加入者は市民の約4分の1の方でございまして、4分の3の方はその他の保険制度に入ってるわけですね。そうするとそのほかの保険制度で皆さん負担をされてるわけですから、そして4分の1の国保の部分についてはやはり4分の1の方々の制度の中であるのが基本であります。

したがって、私は市長としてまず公正さを考えた場合に、4分の3がほかの保険で払ってるわけです。その方にも国保税を負担していただくことになるんですよ。ですから、そういった意味でいえばやはり余り一般会計から法定外の繰り入れするというのは望ましくないだろうというふうに私は思っております。

ただし、今泉委員がおっしゃるように、これ

は国民として医療にかかる権利というのはしっかりと保障されるべきでありますので、その部分はセーフティーネットということで、これは努力しなきゃいけない、配慮しなきゃいけないと思っております。以上です。

○町田義昭委員長 4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 今、私が申し上げたところに緊急度のないところに使用したり無駄に使ったりということでもちょっと質問いたしましたけど、例えばつつじ公園のところにバイパス側に入り口ができました。工事をしておりまして、ときに何をしてるのかなと思ひまして、後でお聞きしたところ、あそこからの車の出入りということでもつくついたらいいですけども、私たちから考えるには、その隣に入り口が、入り口というか、車も出入りできる入り口があり、あそこの土手のつつじもなくなり、何かいろいろな要望があつて中の公園が見えないからとかいうような要望もあつたらいいですけども、やっぱり実際つくってしまったわけですから、それが使用できなくなった。なぜ使用できなくなったのか、信号機のそばで警察からの許可が出なかったと。それはつくる前からわかってることだったんじゃないかなと思います。そういう意味でもせつかくつくついても無駄だったんでないかなというところで、ちょっとそこを疑問に思ひます。

そして駅西、駅裏にある公園ですけども、山形新聞に2億1,000万円ということで記事が出ました。そうしたら市民の方で、ええ、あそこに2億1,000万円もかかったのかなと。確かに中道、清水町あたりの方は近くですから散歩コースができていいと。ですけども、ほかの市民はあそこにああいう公園ができたということもわからないわけですね。それが公園ですから、市民の憩いの場ですから無駄とは言いませんけども、非常に莫大なお金がかかっているわけですよ。公園ですから、国のお金も来ているわけですから、それも国民の税金なわけですね。で

+

すから、やっぱりそういうところ本当に吟味して、あんなに立派なものをつくらなくても、つくらなくてもというか、もっと市民の要望が何かいろいろ杉の葉が落ちて水がよどんで蚊が出るとか、蛇が出るとかいろいろな要望があったらしいですけども、実際にできてから何回も行きましたけども、やっぱり水もあんまり流れが悪く、ごみもたまり、そして緑の藻がたくさん出て、草もあちこちすぐく伸びてたり、やっぱりその後の管理もかかり、無駄とは決して言いませんが、やっぱりそういうところも考えて吟味していただきたかったなということです。

じゃあ、次に参ります。次に、お聞きしますが、2億7,000万円にも及ぶ滞納金がなぜ生まれるかという点です。

一般質問では、市は何回も督促しても納めないなどと答弁されましたが、実態は国保税が高過ぎて払いたくても払えないというのが本当のところではありませんでしょうか。そこをお聞きいたします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

実態として確かに納められない人もいらっしゃるのかもしれませんが、しかし、納めない方もいらっしゃる。この話をすると根幹の部分ですんで、そう簡単にぱっと答えられるものではないんですが、皆さん、苦勞してやっぱり納めていただいているわけですよ。国保が大変だからじゃあ、納めなくていいといたら、やはり制度は成り立ちません。例えば社会保険にしても共済組合の保険にしても、やはりそれなりの一定程度の率をやっぱり所得からいただいて、健康保険の制度を維持しているわけですね。ですから、2億7,000何がしが納められないというのは、実態にそぐわないからでないかというのはおっしゃるのは正しいかもしれませんが、だからといってこれは法律で決まってるわけで、また市でもしっかりと民主的な手続でそ

の税率等々を決めてるわけですし、市が勝手に決めてるわけではありませんので、その部分は、前にもお話ししましたように、市だけに言っていただいてもなかなか解決しない問題ですので、やはりそれぞれ私としては全国市長会とか、あるいは県の市長会の中で、いかにこの制度が矛盾していて実態にそぐわないかということをおっしゃって、是正を求めてるわけですし、やはり今泉委員も共産党の議員といたしましてさまざま働きかけていらっしゃるわけで、そういうことで一緒にやっていかなきゃいけないんじゃないでしょうかね。市に対してだけそうおっしゃっても変わらないと。

それと先ほど聞かれてはいいんですが、ちょっと誤解あったようですけども、つつじ公園のあそこの歩道側に抜ける通路については、最初から信号が近いので、あそこから車を入れるということは想定しておりません。そんな最初から全く計画ないものを思いつきでつくったようなことはありませんし、また長井駅の親水公園については、やっぱりそういうふうに今泉委員がおっしゃるようなことを思ってる方もいますけども、大変喜んでる方もいらっしゃるわけですよ。やはりそれは市民それぞれの立場でお考えになってるわけですから、ただ、そんなところにお金をかけるんだったらこれにかけろというのは、それは議会の場で議会の皆さんが議論して予算を決定されることであって、やっぱり一つ一つの事案についてはぜひ批判されたいしたら別なところで批判をいただきたい。今回、国保のことでございますんで、それでそのお金を国保にかけられるわけではないわけですよ。あれはこういう事業ということで認めていただいて、国から補助をいただいて、初めて事業が成り立つんですね。ですから、あそこで2億円のお金があるんだったら国保に2億円入れれば、たちまち滞納分がゼロになるわけですけども、そういう性質のものではございませんので、ぜ

ひそれはまた違ったところでご指導いただければと思います。

○町田義昭委員長 4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 確かに市長のおっしゃるように、計画があって公園にしても喜んでらっしゃる方いるわけですけど、私が申し上げたいのは、あんなにお金をかけなくても市民が要望したものにできたのではないかなど。無駄と言うと大変失礼になりますけども、そういう面でもっと側溝をきれいにするとか、確かに公園になってきれいになってますから、喜んでらっしゃる方はたくさんいます。でも駅裏にああいう公園ができたというのは知らない方たくさんいらっしゃるんです。この間、ご案内した方、えっ、こんなところにこんな公園ができたんですかというようなことで、やっぱり確かに市民全員が喜ぶということは難しいでしょうけども、やっぱりそこをちょっと考えていただいて、あそこまですべきか、そしてつつじ公園の、ちょっと質問と違いますけれども、無駄という面では最初からあそこは信号機があるからわかっていましたと市長はおっしゃいましたけど、わかっていたのにどうしてあそこを切ったのかとか、そういう疑問も出てしまいますけれども、無駄というところで私の考えを申し上げたところでした。

それで市長が市長会などでも言ってますと。ぜひこれからも強く市長会などでも言っていただいて、国のそういう悪政に対しては強く、強い態度で臨んでいただきたいと思います。

次に参ります。ちょっと先ほどの質問と重なりますが、市の資料でも滞納者が集中しているのは所得不明者ですね。申告もしてない方とかそういう方だと思いますけど、所得不明者から所得350万円の階層が滞納者が集中しております。しかもほとんどの方々は収入が減る一方なのに、国保税はことし平均17%、所得300万円の3人世帯では20.5%、7万7,700円も上がっ

ているのです。この問題は、市長もおっしゃるように、国の責任が最大であり、負担をもとに戻すように強く迫る努力が必要です。市長も市長会などで頑張ってもらっているとおっしゃってくださいました。ですが、それを待つのではなく、国保税を引き下げのためにも市も全力を挙げなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今泉委員おっしゃるように、国の負担分が今は4分の1ぐらいに減っておりますが、かつては半分が国で負担しておりましたので、そういったところまで最低早急に戻すように引き続きこちらとしても山形県の市長会、あるいは東北、全国の市長会とともに粘り強く活動、声を上げていかなきゃいけないというふうに思います。

また、今回の国保税の税率の引き上げについては、大変申しわけなく思っておりますが、これも理由が、何回も繰り返しになりますけれども、大きい理由が2つあって、1つはリーマンショック以降の失業者、失業された方、職を失った方が国保に加入された。そしてやはりご本人が負担するのはなかなか難しいと思います。職がない状況で昨年の所得に対して国保税がかけられるわけですから、しかし、その部分を国のほうで所得を3割ぐらいに減じろということで、ほとんど低くしてしまっただけで、それで払う人が金額的にはそんなにふえないのに加入された方がふえたもんですから、ますます厳しい国保の会計が本当にピンチになってしまったということと。

それから過去10年間の山形県内の医療費の伸びが、長井市の場合はトップのレベルで伸びてしまっただけで、これについては市立病院が公立置賜病院、長井病院になってから開業医の方が大分中央地区に開業されまして、それ自体は大変望ましいことではあるんですが、結果として医

+

療費がふえてしまったということもあるかと思
います。

そんな中でやはり条例で2億円近く基金を積
み立てておかなければならないという取り決め
でございます。その基金がもう本当に枯渇する
ような状況になっておりますので、国保のほう
の審議会に諮らせていただいて、いろいろ議論
をいただきながらいたし方なしということで、
今回は引き上げをさせていただきました。

私どものように、委員もそうですけども、人
気商売ですので、選挙で当選させていただくわ
けですから、我々にとってはそういう引き上げ
というのはしたくないわけですよ。引き上げ
して喜ぶ人はだれもないわけですし、そんな
ことで本当にこれは苦渋の選択ですけれども、
ただし、法定内の部分についてはもう少し若干
ですけども、一般会計から繰り入れできる余地
があるという部分については、今年度中にでも
しっかりと対応していきたいと思っております
ので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

○町田義昭委員長 4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 市長のほうから繰り入れ
の余地があるとおっしゃってくださいました。
本当にそのお言葉を頼もしく、力強くお聞きい
たしました。ぜひ繰り入れをお願いできればと
強くお願いいたします。

次ですが、市は今回、ことしプレミアム商品
券の1億1,000万円ですから、1,000万円を負担
しています。国保税を1世帯1万円引き下げれ
ば4,000万円、1人1万円下げれば7,000万円と
なるわけですが、これだけでも生活がもちろん
助かるだけでなく、市民を元気づけ、そしてさ
らにその分は身近な生活費に回り、大きな購買
力を生み出し、経済効果は極めて大きく、市の
活性化につながると思っています。この点から一般
会計から国保会計への繰り入れが大事だったし、
これからも重要だと思えます。

今、市長から繰り入れの余地があると答弁が

ありましたが、再度この点で質問いたします。
お伺いします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私が申し上げましたのは、法定
内です。ですから、山形市、あるいは庄内町で
されておる法定外ということは申し上げており
ません。法定内で例えば障がい者の部分であつ
たり、あるいは国から認められる部分の額につ
いては若干まだ余裕がありますので、そういつ
た部分については検討してまいりたいというふ
うに思います。

例えば今回の国保会計でも6,500万円ぐらい、
6,750万円ですか。黒字の会計ですけども、先
ほど市民課長がご報告申し上げましたように、
実質的には7,650万円ぐらいの赤字なんですよ。
ですから、それは基金のほうから一たん借りて
つじつまを合わせるということです。単年度で
赤字ということは決して望ましい姿ではありま
せんので、そういうふうにやっていると
ですが、ですから、国保会計そのものは非常に
やっぱり厳しい状況です。かといって一般会計
から黒字だといえども1,000万円を法定外で繰
り入れってということは、これは禁じ手でありま
すので、ただし、法定内でもそれに近いような
金額がもしかしたら今年度算入できる可能性も
あるかもしれません。そこについてはもう少し
今の状況を把握しながら、23年度の決算の時期
に、総じて最後の決算の時期に処置をすること
は可能ですので、そんなことで考えていきたい
と思えます。

プレミアム商品券については、これも政策で
すので、ですから、そういうハード事業と、あ
るいはこういう経済の活性化の事業とやっぱり
国保ということだけで比較ではなくて、国保は
国保でやはりどういう形が一番いいのか。あと
は後ほどもあるかと思えますけれども、どうい
うふうにして大変な人々を救うっていいいま
すか、安心して医療にかかっていただけかとい

うことを言っていただければ、これは私としては真摯に検討したいと思います。ただし、ほかの施策と一緒にするのは、私は望ましくない。

やはり経済の活性化とかそういったところも必要ですし、一番今大切なことは雇用ですね。国保の加入の方でやはり働けるのに仕事がなく所得がないという方もいらっしゃるわけですから、それをどういうふうにして雇用がふえるか、経済が活性化して、市民の皆様の所得が少しでもふえるかという部分もまた別な施策で考えていかなきゃいけないと思いますので、そこはご理解いただきたいと思います。以上です。

○町田義昭委員長 4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 やはり国保というのは失業者、職がなくなったりリタイアした方とか、自営業者とか、そういう方が入るわけですから、先ほどの市長もおっしゃいましたように、雇用があれば社会保険やなんかに加入できて、国保から抜けられるわけですので、ぜひ雇用というか、会社に勤められれば会社の社会保険の会社の負担も一部負担もあるわけですから、そういう意味では国保は被保険者が全部負担しなきゃならない、保険料そのものは全部負担しなくちゃならないということですので、やっぱり市長のおっしゃるように雇用のふやすということが非常に大事かと思えます。そこは大きく私も望んでおりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、さらにお伺いしたいのは、保険料が払えずに保険証が取り上げられた方が病気になったとき、どうしておられるかという点です。これも一般質問で最もお聞きしたいところでしたが、答弁がありませんでした。だれでも病気になることは避けられません。病気になっても医者にかかれないとしたらどうでしょうか。本当に心が痛みます。

生活保護があるというお答えがありました、

生活保護には厳しい条件があって簡単には受けられる状態ではありません。実際は生活保護までいかない人が保険証を取り上げられているのです。病気になっても医者にかかれない、こんなことは一刻も放置できないことではありませんか。こうしたことが起こらないように保険証の取り上げは行わず、先ほどと重なりますが、保険料が払えるような保険税や減免措置をとることは喫緊の問題であり、こういうところに何を置いてもお金を使うべきではありませんでしょうか、お答えください。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

一般質問でもご質問いただいたにもかかわらず答弁漏れがあったということでおわびしたいと思えますけれども、まず、保険証を取り上げるということも事実、長井市も残念ながら行わざるを得ないわけですが、資格証明書交付の方というのは、一般質問でも税務課長のほうから答弁がありましたように、払う意思があるんだと、あるいは払いたくても払えないんだけど、もう少し猶予してもらいたいとか、そういう少なくとも例えば自分の実情を言っていて相談していただける方については、幾ら滞納されていても資格証明書ということはしておりません。

ただ、そういった方の場合は短期の保険証ということになるわけですが、まずはやはり一生懸命少ない収入の中でも払ってくださる方がいて、でも一方では払えるんだけど払わないっていう方も現にいらっしゃるように聞いてます。これはその方と直接私が話したわけではないので、これは何とも言えませんが、これは税務のほうに信頼して任せておりますけれども、そのところは職員のほうも本当に相談しながら、よりよい方向で何とか医療にかかれるような、そういった方法を話し合いで進めておりますが、先ほど言いましたように、払いたくても払えな

+

い、だからちょっと待ってくださいという方には、決して保険証を取り上げるようなことはしておりません。

また、山形県の場合では4つの市、13市の中で私ども長井市と上山市、鶴岡市、酒田市は、国保税の減免について、実は平成23年3月24日から施行しております。これは国のこういった厳しい国民生活の状況の中で配慮しなさいということで、減免措置の通達がありましたので、私どもとしてはそれを実施しております。ですから、払えない場合も相談していただければ減免の措置の手続きができるということでございます。

減免については、ちょっと長くなって恐縮ですが、詳しく説明をさせていただきたいと思いますが、国民健康保険税条例第26条、これは長井市の条例ですが、5点ほどございます。まず1点目は、貧困により生活のため公私の扶助を受けている方、これは生活保護者ですね。生活保護世帯ですから、この方は無条件でもう減免になると、あと②については当該年において所得が皆無になったため生活が著しく困難となった者、またこれに準ずると認める者。これは生活困窮者の方ですね。あと③は災害を受けた方。例えば今回の東日本大震災のような方です。それとあと4番目は、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者、または65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者になった者。これちょっと長ったらしくて何のことかよくわかりにくいんですが、簡単に言えば後期高齢者に、その前は扶養ということで受けてたんですが、後期高齢者では全員自分の負担で入んなきゃいけなくなったという場合で、条件によっては30%から50%の減免ができるという制度でございます。そして

最後に、その他特別の事情がある者ということで、こういう規定を設けてるんですね。市長が特に必要があると認める者に対し、減免することができるというふうな規定がございます。

ここの最後の部分については、矯正施設に入居されてる方とかです。具体的なこういった減免措置があるんですが、長井市として大々的にPRということではなくて、例えば福祉生活あんしん課、あるいは民生委員の方にそういった旨はきちんと伝えて、やはり民生委員の方に相談していただく。あるいは市のほうの福祉の窓口にお越しいただく、問い合わせいただくということで、それらについて減免措置ができる方については速やかに手続をとっているということでございます。

減免について分納や納期限の延長等によっても、到底納税が困難であると認められるような、専門用語では担税力っていいですけど、税金を納める能力がある方と、将来的に。担税力の薄弱な方に対しては個別、具体の事情を見ながら、税負担の軽減、免除を行うということでございますので、ただ生活が苦しいからということで即減免につながるということは、やはり公平性からいってもなかなか難しいということでございますので、やはり納税相談にお手数でも来庁いただくとかすれば、決してその方にとってマイナスになるようなことはないというふうに思っております。失業、病気、借金、事業不振など、具体的な生活の状況をお聞きしながら、さらには詳細な調査が必要であればそれを行った上で担税力があるか、あるいは就職等で将来的に担税力が回復すると判断すれば、分納をお願いすることもありますし、あと税金を払うことが今後とも難しいという場合であれば、生活保護の申請の相談を受けながら、福祉生活あんしん課等への連携を深めて、そういった方々に対応してまいりたいというふうに思っております。

なお、こういったことで税務課でも納税相談

に当たっております。過去5年間で国民健康保険税の減免状況を見ても、いわゆる生活困窮による減免は残念ながら今1件もないという状況なんですね。ですから、相談もされてないという方も結構いらっしゃると思いますので、ぜひまずは民生委員とか福祉のほうの窓口にご相談いただければ、大変ありがたいというふうに思っております。以上です。

○町田義昭委員長 4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 ただいまのお話で納税相談ということですね。納税相談に民生委員とか福祉の窓口でさらに親身に相談に乗っていただきたいと思っております。市長のお話では相談窓口で相談に乗っておるというお話でしたので、さらにそういう方の相談に乗っていただきたいと思っております。民生委員とかそういう方たちと連携をとっていただいて、納税の相談に乗っていただきたいと思っております。

5年間、生活困窮者にそういう減免なりそういうものはなかったとおっしゃいましたけども、税金が払えない方は生活、それはあっても払わない悪質なものもあるかと思っております。ですけども、本当に収入もなく、税金が払えないと、滞納してるという方の相談っていうものは市のほうで現実としてこの方は収入がないとかどうなんだかというような状況は把握できるかと思っておりますけども、全然5年間生活困窮者に対してはないということなんですけども、相談がないからということですか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 税務課のほうで、今申し上げたのは、国保税を支払うことができないという方でいろいろ相談して、減免の手続をしようとしたんだけど、該当しなかったということだと思います。

それでそれ以外にちょっと言葉足らずだったので、もう少し詳しく申し上げますと、低所得者に対しての税額の軽減措置の条件について申

し上げたいと思います。世帯主と世帯に属する加入者の前年の所得額の合計額が一定額以下の場合には、それぞれの所得金額に応じて均等割額及び平等割額をあらかじめ7割、5割、2割軽減して税額を算出し、課税しております。

ですから、先ほど言いました生活困窮による減免はないということですが、あらかじめ私は低所得だということを言っていただきますと減免しますと、7割から5割、2割と言うこととございます。平成23年度当初の課税では医療給付費分及び後期高齢者支援金分において国保加入世帯が3,865世帯に対し、軽減対象世帯が1,789世帯、46.3%でございます。そのうち7割軽減対象世帯が966世帯、25%でございます。5割軽減世帯が267世帯、6.9%、そして2割軽減世帯が566世帯、14.6%となっております。7割軽減対象世帯は世帯の所得が、所得ですから、収入とはまたちょっと、収入っていいですか、違うんですが、33万円以下。ですから、いろいろなものを控除して33万円以下の世帯であります。それが現在、国保加入世帯の4分の1を占めているということとあります。ですから、このことから国保加入者の中にいかに低所得者が多いかということがおわかりになるかなというふうに思いますが、そんなこととあらかじめ手続をしていただきますと、半分近くの方が7割、5割、2割の軽減を受けていらっしゃるということとございます。

ですから、滞納されてる方、いわゆる短期証とか資格証明書、短期証はまだあれなんですけども、資格証明書の方じゃあ、実際に本当に払えないのかということで、じゃあ、生活困窮者ということでいろいろ調べてみると、生活困窮者になる方は今まで残念ながら5年間で1人もいなかったということなんです。そういう意味でございます。以上でございます。

○町田義昭委員長 4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 詳しくありがとうございます

ます。

次に参ります。医療費窓口負担の未払いの問題についてお伺いいたします。

市は個人情報に属するなどといって全くこの実態をつかんでいません。一般質問で指摘しましたように、私の聞いた個人医の場合でも医療費が払えず、お金がないからあとは来られないといって断っていく方がおるそうです。また、黙ってお帰りになり、そしてあと支払いに来ないという方もいて、断っていく方にはお医者さんのほうでも「具合が悪くなったらいつでも来いな」と言ってあげるらしいですけども、やっぱりお金がないからもう来られない。もちろん薬代もかかるわけですから、やっぱり非常にそこは心配なところですよ。

病院の場合なんかは、やっぱり窓口で払わず帰ってしまう方も多いと聞いております。この場合、本人も病院も困る事態が起きてるわけですね。こういう事態をなくすため、まず市は実態を調べ、医療費の減免などを積極的に行う必要がありますが、市民の命と健康にかかわるこういうところにこそ、私は予算を最優先に使うべきだと考えております。この窓口負担の未払いでもだれだれと個人の名前を調べるのではなく、例えば医療機関、お医者さんのお話などもお聞きしたり、そしてわかる範囲でその解決策を市としても検討すべきだと思うんですけども、窓口未払いの件、そこを先ほども申しましたけども、この間の一般質問で個人情報だからとおっしゃってそこはつかんでおりませんという答弁でしたので、個人の名前とかそういうものでなくて、実際どういう状態が起きてるのかというところを、市としてもお医者さんとのいろいろな連携でつかんで、その実態を把握すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今泉委員おっしゃるように、先の一般質問では医療機関のほうの窓口の支払い

の状況については、市が関係する例えば置賜広域病院組合の総合病院であつたり、長井病院であつたりは把握することができるかと思えます。ただし、やはり個人医についてはなかなかこれは難しいのではないかと感じております。

滞納の部分については置賜広域病院組合のほうの滞納の状況はかなりあるようです。しかし、やっぱりその医院のさまざまな事情がありまして、例えば置賜広域病院組合の総合病院の川西にある。あそこについては時間外診療なんか受けますと、あそこで払わなくても払ってもどちらでもよかつたりして、そのままというケースがあつたりとか、本当に払えなくて払わないのか、あるいは面倒くさくて払わないのか、ちょっとその辺のところはいろいろございます。

また、概して保険のきく医療にかかったところについてはそんなに多くないと。歯科医院のようないわゆる保険外のところはかなり納められない人がたくさんいるというような情報は得ております。

それで委員からのご質問の部分ですが、私も9月11日号の「赤旗」を見せていただきまして、広島市の事例などをちょっと見せていただきますと、この広島の事例なんかは窓口という窓口はあらかじめ市のほうで広島市のほうは国の通達に従って、さっき私言いました山形県で13市の中では私どもと鶴岡市、酒田市、上山市が減免措置を行って、窓口、そのいわゆる自己負担分についてちょっといろんな事情で払えないからということで手続をしていただければ猶予しますよという制度で、広島市のほうは大分救われているというふうに私は読み取ったんですが、そういうことだったのではないのでしょうか。

それについては長井市の場合も13市の中で4つの市の中の1つで、減免措置をしておりますので、やはり窓口、お医者様にかかって保険証は持ってるんだけど自己負担分の3割が払えないという方については、あらかじめ相談して

いただきますと民生委員でもいいですし、福祉でもいいですし、市民課でもいいんですが、基準に達してる方でしたらそういった手続をしていただいて、支払いの猶予であったり、免除、あるいは後で収入があったときにその分返してもらうというような手続をとることができますので、そういったことで対応をしていただければと思います。

なかなか医療機関の滞納状況をお聞きしても、こちらとしてはもう何もできないわけですし、それよりもむしろ窓口負担が大変な方については市のほうに相談、あるいは民生委員の方に相談していただくということで、少しでも制度を活用いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 やっぱり個人医の場合のそういう状況は把握は難しいと、確かにそうかと思えますけども、先ほども申しましたように、個人ごとの滞納額や名前などを聞くのではなくて、やっぱりプライベートを侵すわけではありませぬので、例えば概略や傾向、調査などはやっぱり必要ではないかなと。医療機関との連携という意味でもそういう状態にあるということも市でもつかんで、どういう状況でそうなるのかというようなところもつかんでいただきたいなと思います。確かに歯医者さんなんかは保険のきかないところとか、非常にやっぱり高額になるところがありまして、歯を治療してしまっただけからですので、もう来ないという、払っていかないという方が実際たくさんいらっしゃるということはお聞きしております。

ですから、やっぱりそこはいろんな情報を得るためにも市としてもやっぱり連携をとっていただきたいなと思います。どういう状況なのか。本当にどのぐらいあるのかというようなことをつかんでいただいて、そういう対策も必要かなと思います。

やっぱりちょっと状況がわからなければ正確な対策は立てられないわけですから、いろんなところでそういう機会がありましたら、やはり正確な情報をつかんでいただきたいなと考えます。

ちょっときのうもあるお医者さんにお会いしたんですけども、昔は自分がお父さんから引き継いだときに、おやじはこの人は医療費が払えないからあんまり治療しなくてもいいとか、そういうような、この人は払えるから治療してもいいとか、何かそういうふうに2代目の方が、代々お医者さんだったんでしょけど、何かそういうことを受けたときあったと。そんなような話も聞いて、昔はお米を持ってきたり、卵を持ってきたり、医療費のかわりにそういうこともあったと。でも現実、今はそういうことはできないわけですから、ただやっぱりお医者さんのほうとしても、この人検査したいと。検査をしてきちんと治療したいという気持ちはあっても、検査をすればまた医療費がかかると。いや、どうしたらいいか、負担をかけたくないと。非常にお医者さんのほうでもそういうところはもう悩むところで、きちんとした治療をするにはきちんとした検査が必要なわけですから、だからそういう意味ではやっぱりそういう医療費の、もちろん私は今、国保のことで質問しておりますけれども、そういう医療費のことなんかでも皆さん、非常に窓口の支払いに、実際お医者さんのほうでも気にして困ってるわけですから、そういう実態もつかんでいただきたいと思えます。

じゃあ、最後です。市長は日本一幸せに暮らせるまちと言っております。この看板に恥ずかしくない長井市にするため、市の予算を命と健康に直結する国保に、何度も申し上げますけれども、思い切って充てるように強く要請し、質問を終わります。

散 会

○町田義昭委員長 本日はこれをもって散会いたします。再開は明日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時33分 散会